

公益財団法人福岡県動物愛護センター役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県動物愛護センター（以下「センター」という。）定款第14条、31条の規定に基づき、センターの役員等の報酬等の支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条の理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条の評議員をいう。
- (3) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (4) 常勤理事とは、センターを主たる勤務場所とする理事をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤理事以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の種類と額)

第3条 センターは、役員等に、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は、年総額500万円の範囲以内で、評議員会が常勤理事の職務及び資格等を考慮して決定する。
- 3 非常勤の役員等の報酬は、その職務を行った場合に、日額、1人11,300円を支給する。

(通勤手当)

第4条 常勤理事には、前条の報酬のほか通勤手当を支給できる。

通勤手当を支給する場合は、福岡県職員の例に準じるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し、必要な事項は、福岡県職員の例に準じるものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等がその職務を遂行するために要する費用については、弁償することができる。

- 2 費用弁償を支給する場合は、福岡県職員の例に準ずるものとする。

(公務員及び事務局職員兼務の取り扱い)

第6条 第3条第2項及び第3項の報酬及び第4条の通勤手当については、その役員等について、事務局職員が兼務している場合若しくは地方公務員（地方公務員法第3条に規定する者であつて、かつ常勤の者をいう。）が兼務している場合にあつては、支給しない。

(支給の方法)

第7条 報酬は、現金で本人に支払う。

2 法令により控除が認められたものは、報酬から控除して支払うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、役員等から申し出があつたときは、本人の指定する金融機関に振り込む方法により支払うことができる。

(報酬の支給日等)

第8条 常勤理事の報酬は、その月の月額的全額を毎月21日に支給する。

ただし、支給日が休日に当たるときは、福岡県職員の例に準ずるものとする。

2 非常勤役員等の報酬は当該役員等が出席の都度支払うものとする。

(報酬の日割り計算)

第9条 新たに常勤理事になつた者には、日割り計算により、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。

2 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(規定の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人福岡県動物愛護センターの設立の登記のあつた日から施行する。